

防衛省における令和7年3月1日以降に契約を締結する工事に係る特例措置について

当該工事に係る工事費算出につきましては、国土交通省において公表している「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を適用しているところです。

令和7年2月に国土交通省が公表した「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）は旧労務単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和7年3月1日以降に契約を締結する工事は新労務単価を適用することとしました。

入札手続上、新労務単価の適用が間に合わなかった当該工事は当局における建設工事請負契約書第67条に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

南関東防衛局 調達部 調達計画課 企画係
TEL 045-211-7116（内線 7413）